

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和6年(2024年)3月分)

(1) 食品の自主回収について

熊本市保健所管内の「食品等の自主回収」の情報はありませんでした。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

- * CLASS I : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
- CLASS II : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
- CLASS III : 喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(2) 食品等に関する苦情相談について

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

・令和6年(2024年)3月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	魚介類販売施設で窓を解放したまま作業をしていた。	【指導事項】 ・昆虫などの侵入を防ぐため、魚を捌くなどの作業をする場所又は室では、作業中は窓を開放したままにしないこと。
2	飲食店の店員が大声で話していて不衛生	【指導事項】 ・必要に応じてマスクを着用すること。 ・衛生管理計画に基づく従業員の健康管理を実施すること。

【参考】

食品衛生法施行規則 別表第十七(第六十六条の二第一項関係) 抜粋

- ・窓及び出入口は、原則として開放したままにしないこと。開放したままの状態にする場合にあつては、じん埃、ねずみ及び昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- ・食品等取扱者は、食品または添加物の取扱いに当たつて、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品又は添加物を取り扱う間は次の事項を行わないこと。
くしゃみ又は咳の飛沫を食品又は添加物に混入し、又はそのおそれを生じさせること。